

農業農村の安全・安心のために ～ため池の地震・豪雨対策～



写真：泉ため池(甲斐市)

ため池について

ため池は、農業用水の確保のために人工的に作られた池で、水田地帯で多く見られます。

ため池のはたらきは、貯水機能だけでなく、雪解けの冷たい水を温める温水機能、大雨等による洪水を防ぐ洪水調節機能、地域の防火用水としての役割など、様々なはたらきがあります。また、生物多様性が育まれ、生き物のすみかとなり、地域住民の憩いの場として親しまれるなど、私たちの生活に欠かせない場所になっています。

山梨県内には、121箇所のため池があり、その多くは明治から昭和初期に作られています。中には江戸時代以前に作られたものもあります。

ため池の多くは、地元の水利組合や土地改良区などの農家により適切に維持管理され、長い間、田畑を潤してきました。

しかし近年、集中豪雨や大地震などにより、大規模な災害が発生し、ため池の決壊を引き起こし、尊い命が失われるという痛ましい事故も起きています。

そこで、老朽化対策に加え、地震・豪雨に強いため池の整備が、全国で求められ、進められています。

防災重点ため池

平成30年7月の豪雨により、西日本においてため池に甚大な被害が及んだことを受け、国は防災重点ため池の選定について、新たな基準を設けました。

●選定基準

・決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池

「人的被害を与えるおそれ」に関する具体的な基準

一 ため池から100m未満の浸水区域内に家屋、公共施設等があるもの

二 ため池から100m以上500m未満の浸水区域内に家屋、公共施設等があり、かつ貯水量が1000³m以上のもの

三 ため池から500m以上の浸水区域内に家屋、公共施設等があり、かつ貯水量が5000³m以上のもの

四 一～三以外で、地形条件、家屋等との位置関係、維持管理の状況等から、都道府県または市町村が必要と認めるもの。

●県内の防災重点ため池

農業用ため池総数121箇所
うち防災重点ため池数89箇所

防災重点ため池は危険？

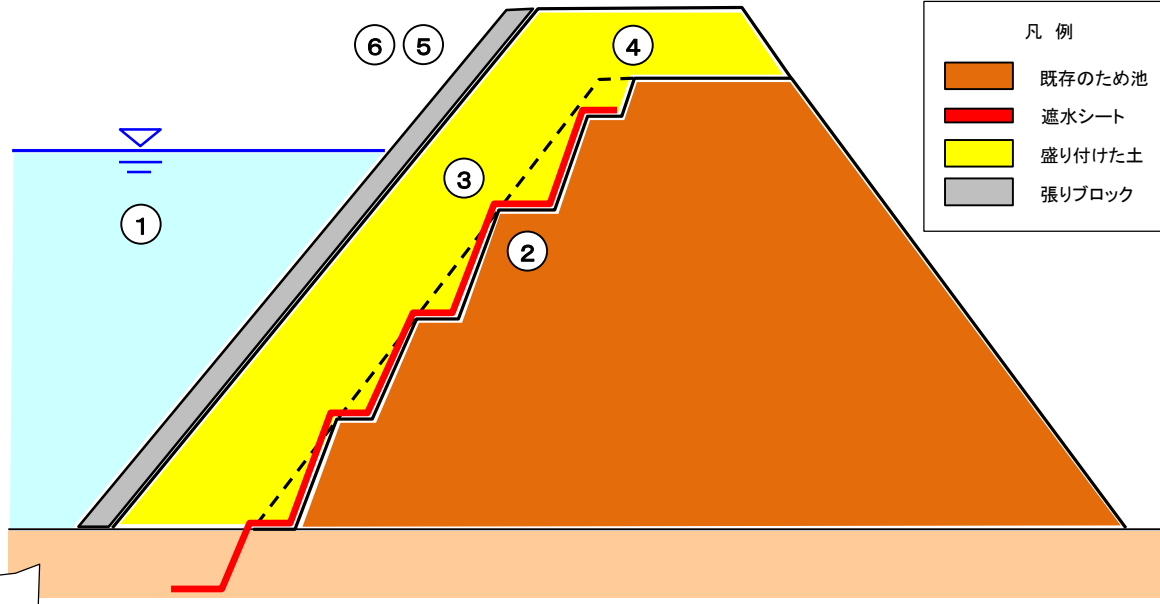
防災重点ため池に選定されたため池が、全て危険というわけではありません。選定基準は、決壊した場合の浸水区域に、家屋や公共施設があるかどうかであり、決壊する危険があるため池が、防災重点ため池というわけではないからです。

しかし、建設された当時では想定されていなかった大規模な地震や、集中豪雨などの災害に備えて、県、市町村では相互に連携し、順次整備を進めています。

写真：ため池改修工事の様子



ため池改修イメージ図



ため池の改修手順

上のため池改修イメージ図を参考にしながら、ため池の改修手順の一例について見ていきましょう。

① 水を全て抜きます。このとき、希少な生物がいれば、専門家の意見を基に保護します。

② 既存のため池を削ります。このとき、新しく盛り付ける土と既存のため池の土を一体化させるために、階段状に削っていきます。

③ 水を通しにくくする遮水シート（ペントナイトシート等）を貼り付けます。

④ 新しい土を盛り付けます。このとき、ため池の高さが足りない場合には、既存のため池の上にも盛り付けるように工事をします。新しく盛り付ける土と既存のため池の土が一体化するように、しっかりと締め固めます。

⑤ 盛り付けと並行し、水を取り入れるための施設（取水施設）、ため池が溢れないようにする施設（洪水吐）などを設置します。

⑥ 最後に、ため池の斜面を保護するためのコンクリート（張りブロック等）を設置します。

以上が、ため池改修の主な手順になります。ため池毎に必要な対策は異なるため、現在の状況から必要な対策を検討し、最適な工法を選択します。